

令和7年度

事業計画

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

令和7年度 事業計画

第1 事業運営の基本方針

I 労働災害の動向等陸運業を取り巻く情勢

1 陸運業を取り巻く現状と課題

景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。（月例経済報告令和7年4月18日）

国内貨物総輸送量は、2024年度通年で1.4%減と、引き続き水面下の動きにある。2025年度は上期1.7%減の後、鉱工業生産の持ち直しなどを背景に、下期は1.0%増とプラス水準への浮上を予測。通年では0.3%減と、4年連続の減少に。一般貨物に限定すると、上期1.2%増の後、下期も0.4%増と比較的堅調に推移し、通年では0.8%増とプラスの着地が見込まれる。（NX総研：経済と貨物輸送の見通し2025年4月）

昨年4月からは、自動車運転の業務にも時間外労働の上限規制が適用され、改正改善基準告示¹も適用されるなど、働き方改革への対応が求められている。

2 陸運業における労働災害及び労働者の健康をめぐる現状と課題

(1) 労働災害の状況

我が国の労働災害は、長期的には減少傾向にある。陸運業においては、死亡者数は減少が見られていたが、令和5年に大幅に増加し、令和6年も改善の兆しが見られない。死傷者数は、令和2年以降増加が続き、令和5年にやや減少したものの、令和6年は再び増加に転じている。

ア 陸運業における死亡者数

陸運業における令和6年1月～12月（令和7年3月7日現在速報値）の死亡者数は108人、前年比2人増となった。主な事故の型別の状況をみると、交通事故が39人と前年比8人減少したものの死亡者数の約4割を占めている。次いで墜落・転落21人（同4人減）、はさまれ・巻き込まれ15人（同6人増）、飛来・落下13人（同10人増）と、荷役作業に起因する災害が続いている。また、昨今の猛暑の影響により、高温・低温の物との接触が6人（同4人増）と大幅に増加している。

イ 陸運業における死傷者数

陸運業における令和6年1月～12月（令和7年3月7日現在速報値）の死傷者数は16,088人、前年比67人、0.4%の増加となり、うち墜落・転落は4,147人、前年比23人、0.6%減少した。主な事故の型別の状況をみると、墜落・転落に次いで転倒2,946人（同26人増）、動作の反動・無理な動作2,802人（同56人減）

¹ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

が多く、これら3つの事故の型で全体の6割を占めるなど、荷役関連作業に起因する災害が依然多数を占めている。

陸運業の死傷災害の約半数が荷主等の構内等で発生している状況が依然として改善されておらず、引き続き、荷主等への連携及び支援を通じて、陸運業における荷役関係災害の減少を図ることが重要である。

(2) 労働者の健康をめぐる状況

陸運業の令和5年の健康診断の有所見者数の割合は、道路貨物運送業 66.6%、陸上貨物取扱業 61.7%といずれも全産業平均 58.9%に比べて高い。

令和5年度の脳・心臓疾患による労災認定件数は、66件と前年度50件から16件増加し、業種別で最も多い状況が継続している。また請求件数は171件と前年度から38件の増加であった。

令和5年度の精神障害等の労災認定件数は、56件と前年度37件から19件の大幅増となり、請求件数は152件と前年度147件から5件増加した。

このように陸運業における労働者の健康をめぐる状況は改善されておらず、引き続き過労死等の防止及びメンタルヘルス対策への対応が重要な課題である。

今後も関係機関と連携、協力しながら必要な対策を進めていくことが必要である。

(3) 労働災害防止計画の推進状況

陸運防災計画²の目標は、国の第14次労働災害防止計画の目標（死亡者数5%以上減少、死傷者数5%以上減少、「荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置実施事業場割合45%以上）に加え、次のとおりとしている。

- ① 墜落・転落災害による死傷者数：本計画期間中に前計画期間（2018年～2022年）の総件数から5%以上の減少（21,794人 ⇒ 20,704人以下）
- ② 死亡者数：本計画期間中に前計画期間中の死亡災害総件数から5%以上の減少（468人 ⇒ 444人以下）
- ③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、レベルアップのための能力向上教育を充実
計画の2年度目である令和6年は、死亡者数86人以下、死傷者数は16,248人以下（うち墜落・転落災害4,192人以下）を目標とし、労働災害防止に取り組んだが、上記のとおり死亡災害は既に目標値を超過しており、死傷災害についても目標を達成することが困難な状況にある。計画期間中の目標達成に向けて、3年度目以降、新たな減少目標を立て、その実現に努めなければならない。

3 陸災防を取り巻く現状と課題

陸運業においては近年死傷災害の増加傾向が継続しており、その多くが荷役関連作業に起因する災害であり、当該作業の安全を確保していくことが重要である。

当協会では、国の第14次労働災害防止計画及び陸運防災計画の目標達成に向け、特に墜落・転落災害をはじめとする荷役労働災害の防止に引き続き取り組むとともに昨年7月に変更認可を受けた陸運防災規程³を会員事業場に周知し、事業場における労働災害防止活動の一層の活性化を図っていくことも求められている。

² 陸上貨物運送事業労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）

³ 陸上貨物運送事業労働災害防止規程（令和6年7月30日変更認可）

さらに、陸運業では脳・心臓疾患及び精神障害等による労災請求認定件数が継続的に高い水準で推移しており、長時間労働の改善に向けた改善基準告示の周知徹底をはじめ、過労死等の防止、メンタルヘルス対策の対応も求められている。

また、昨今の猛暑の影響で死亡者数が急増している熱中症対策も喫緊の課題である。

陸運業界が、その取り組むべき多くの課題に適切に対応していくためにも、陸災防が労働災害防止活動の先頭に立ち、安全講習会の開催や個別指導をはじめとする諸活動を積極的に展開することにより、会員サービスの充実を図り、組織の基盤を強化していくことが重要である。

Ⅱ 令和7年度事業運営の基本

1 基本方針

陸運災防計画の目標達成のため、令和7年度目標を、死亡者数は過去最少の86人以下、死傷者数は16,082人以下（内 墜落・転落災害4,141人以下）と定めることとする。

目標達成に向けた事業運営に当たっては、前記Ⅰの情勢と課題を念頭に置きつつ、①労働災害の多くを占めている荷役労働災害の防止を最重点課題として、荷役ガイドライン⁴の周知徹底や荷主等における荷役災害防止活動推進への支援に取り組むとともに、②死亡災害の約4割を占める交通労働災害防止に向け、交通ガイドライン⁵の周知徹底等を推進することとし、③改善基準告示の周知徹底により、長時間労働による過労死等の防止、暑熱な環境下での熱中症の予防、メンタルヘルス対策等の健康確保対策を推進することを重点課題として、本部・支部一体となって、総力を挙げて取り組む。

各企業・事業場においては、陸運災防規程を遵守するとともに、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させ、自主的な安全衛生活動を継続的、効果的に行っていくことが何より重要である。このため、引き続き、レベルアップ支援事業等の周知・普及に取り組むとともに、RIKMS⁶と運輸安全マネジメントの一体化による効果的な運用を支援し、リスクアセスメント、危険予知（KYT）等の取組への指導に努める。

また、高年齢労働者が増加する中、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。

2 労働災害防止のための主要対策

(1) 荷役運搬作業の安全の確保

ア 安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図るため、「安全衛生管理実務担当者研修」を実施する。

イ 荷役ガイドラインの周知を図るとともに、「荷役災害防止担当者研修」、「荷役作業安全ガイドライン説明会」を実施する。

⁴ 陸上貨物運送事業における荷役災害の安全対策ガイドライン（厚生労働省）（令和5年3月28日改正）

⁵ 交通労働災害防止のためのガイドライン（厚生労働省）

⁶ 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン

- ウ 荷主等との協議会を活用した荷主等との連携強化を図る。
- エ トラック荷台等からの墜落・転落災害、転倒災害等を対象とした荷役労働災害防止対策コンサルティングを実施する。
- オ テールゲートリフターによる災害防止対策の徹底等、荷役災害防止活動推進への支援事業を推進する。
- カ 荷役運搬作業に係るリスクアセスメントの普及を進める。
- キ 「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」を推進する。
- ク 厚生労働省認定陸災防フォークリフト荷役技能検定制度について、引き続き制度の周知を図るとともに、１級及び２級の検定試験を計画的に実施する。２級検定出張試験の普及促進を図る。
- ケ 実技試験審査員の資質向上のための研修会を実施する。
- コ フォークリフト運転業務従事者に対する安全教育を推進するとともに、フォークリフト運転技能講習、はい作業主任者技能講習、作業指揮者安全衛生教育等を実施する。
- サ 「フォークリフト安全の日」（安全週間中の７月４日（金）、主催：日本産業車両協会）への協賛及びその活動への積極的対応を行う。

(2) 交通労働災害の防止

- ア 改善基準告示の周知徹底を図る。
- イ 交通ガイドラインの周知徹底を図る。

(3) 健康確保対策の推進

- ア 全日本トラック協会との連携により、長時間労働による過労死等の防止を図る。
- イ 改善基準告示の周知徹底を図る。（再掲）
- ウ 令和７年６月施行の改正労働安全衛生規則及び職場における熱中症対策要綱⁷の周知及び措置の徹底を図るとともに「ＳＴＯＰ！熱中症クールワークキャンペーン」（５月１日～９月３０日：４月準備期間、７月重点取組期間）を実施する。
- エ ストレスチェックの実施とその結果に基づく医師による面接指導の実施等メンタルヘルス対策の推進及びストレスチェック割引制度による支援を行う。
- オ メンタルヘルスに関する情報の入手サイトや相談窓口の周知に努めるとともに、その活用を促進する。
- カ 陸上貨物運送事業場におけるメンタルヘルス対策の実態調査を行う。
- キ 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。
- ク 地域産業保健センター等の活用促進を図る。
- ケ 腰痛予防対策指針⁸の周知を図るとともに、陸上貨物運送事業場における腰痛対策を検討するため、実態調査を行う。

(4) 事業場の安全衛生水準向上の取組の推進

- ア 陸運災防計画の３年度目として、目標達成への取組について、本部・支部一体となって、陸運災防指導員等を活用した周知広報を実施する。

⁷ 職場における熱中症予防基本対策要綱（厚生労働省）

⁸ 職場における腰痛予防対策指針（厚生労働省）

- イ 変更された陸運防災規程の周知と遵守を徹底する。
 - ウ 安全衛生レベルアップ支援事業を実施する。
 - エ 個別サポート事業⁹を実施する。
 - オ R I K M S と運輸安全マネジメントの一体的運用による効果的な安全マネジメントを推進する。
 - カ 安全管理士、衛生管理士、安全衛生管理員及び陸運防災指導員の積極的活用による会員事業場への支援を実施する。
- (5) 安全衛生教育の実施
- ア 技能講習、特別教育等（テールゲートリフター特別教育のインストラクター養成講座を含む。）及び会員事業場への支援を適切に実施する。
 - イ 安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図るため、「安全衛生管理実務担当者研修」を実施する。（再掲）
 - ウ 荷役ガイドラインに基づく安全衛生教育（荷役災害防止担当者、荷役作業従事者）を実施する。（再掲）
 - エ 陸運防安全衛生教育講師（インストラクター）養成講座を実施する。
 - オ 安全管理者選任時研修、リスクアセスメント研修を実施する。
 - カ 陸運防労働災害事例生成ツールの利用促進及び登録事例の追加を行う。
 - キ 安全衛生教育に必要なテキスト、図書、DVD等を作成・頒布する。
 - ク 安全管理士、衛生管理士及び安全衛生管理員等を活用した安全衛生セミナー等の集団指導を実施する。
- (6) 安全衛生意識の高揚
- ア 夏期（7月）、年末・年始（12、1月）労働災害防止強調運動を実施するとともに同運動期間を中心に陸運防災計画の継続的取組の周知を図る。
 - イ 第40回全国フォークリフト運転競技大会（9月27日（土）・28日（日）愛知県みよし市）を開催する。
 - ウ 第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 群馬（11月13日（木）Gメッセ群馬（群馬県高崎市））を開催する。
 - エ 陸運防フォークリフト荷役技能検定試験を実施する。
 - オ 安全衛生標語の募集（1月～3月募集）と優秀作品をポスター等に活用する。
 - カ 安全衛生表彰、小企業無災害記録表彰及び小企業無災害記録証交付制度の積極的運用を図る。
 - キ 安全衛生表彰事業場及び小企業無災害記録達成事業場等における災害防止活動の好事例を広報誌等を通じて積極的に紹介する。
 - ク 産業殉職者合祀慰霊式を後援し、参列する。（10月22日（水）：高尾みころも霊堂）
 - ケ ホームページ及び広報紙「陸運と安全衛生」の内容を充実し情報提供機能を強化するとともに、「陸運と安全衛生 Year Book 2025」の作成と全会員事業場への配布を行う。
 - コ 安全衛生広報用品の作成・頒布により広報活動の充実を図る。

⁹ 中小事業場個別サポート事業

(7) 関係機関等との連携強化

ア 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、国土交通省、地方運輸局、運輸支局、警察庁、都道府県警察等の関係行政機関との連携を図る。

引き続き、都道府県労働局による各支部への指導、支援の強化を要請する。

イ (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所との連携及び研究協力を進める。

ウ 全日本トラック協会、都道府県トラック協会等との連携を強化（必要により業務委託契約の締結）するとともに、関係団体、経営者団体等との協力関係を密にする。

エ 中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止団体、(独)労働者健康安全機構等の安全衛生関係団体との連携を図る。

3 協会活動・組織の充実強化等

(1) 協会活動・組織の効果的、効率的な運営及び財政の健全化を図る。

ア 労働災害防止対策委員会において、労働災害防止に関する取組等について検討を行う。

イ 事業及び体制の整備による財政及び組織の一層の健全化と充実を図るための具体的対応策の優先順位を整理し、対応を行う。

ウ 本部・支部統一会計システムの導入等による経理事務の一体化を進めるとともに適正、迅速な経理事務処理の支援を行う。

エ 業務実績評価委員会を開催する。

(2) 登録教習機関業務の一層の適切な運営を図る。

ア 適正な技能講習実施のため監査指導の充実強化を図る。

イ 技能講習実施管理者講習（令和7年5月）を開催する。

ウ 技能講習実施体制の整備を図る。

エ 技能講習業務規程等の整備を図る。

オ 技能講習講師の確保に努める。

カ 個人情報保護等セキュリティ対策の徹底を図る。

(3) 本部・支部間の連携の強化を図る。

ア ブロック別支部長・事務局長会議(令和8年2月～3月)の開催

イ 全国事務局長・事務担当者会議（令和7年5月）の開催

ウ ブロック自主事務局長会議の開催支援、情報提供

(4) 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく適正な業務執行を図る。

4 経営トップのあり方等

労働災害防止のためには、経営トップが安全衛生管理を重視する姿勢を明確に示し、自ら先頭に立って活動することが重要であり、このような経営トップのあり方については、労働安全衛生マネジメントシステム、運輸安全マネジメント、リスクアセスメント、交通労働災害防止のためのガイドライン、荷役ガイドライン等においても述べられているところである。

経営トップがその活動を通じて組織と個人が安全を最優先する気風や気質を育て、安全な社会を実現するための基本理念である「安全文化」の創造に寄与するとともに、公共輸送機関としての社会的責務を果たすことが求められている。

以上を踏まえて、本部・支部（分会）が一体として取り組む主要対策は、「第2 労働災害防止のための主要対策」のとおりである（**ゴシック体の対策は、特に重点を置いて取り組むべき事項**）。

第2 労働災害防止のための主要対策

I 荷役運搬作業の安全の確保	
対 策 の 概 要	
荷役ガイドラインの周知等により、荷役運搬作業における墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、飛来・落下災害及び荷役運搬機械による災害等「荷役作業5大災害」の防止の徹底を図る。	
本 部 実 施 事 項	
1 荷役災害防止活動推進への支援（補助事業：継続・変更）	
(1) 安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図るため、「安全衛生管理実務担当者研修」の実施を支援する。	
(2) 荷役ガイドラインに基づく措置の徹底を図るため、「荷役災害防止担当者研修」又は「荷役作業安全ガイドライン説明会」の実施を支援する。	
(3) 行政機関の協力を得ながら、荷主等との協議会を活用した連携強化を図る。特に、厚生労働本省を通じ、都道府県労働局と都道府県支部との円滑な連携を確保する。	
(4) 「トラック荷台等からの墜落・転落災害、転倒災害等」を対象とした、荷役労働災害防止対策コンサルティングの実施を支援する。	
2 荷役運搬作業中の墜落・転落等災害防止についての指導援助	
(1) 荷役ガイドラインの周知を図るとともに、支部が行う荷役災害防止担当者、荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施を支援する。	
(2) 荷役運搬作業のリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「リスクアセスメントイラストシート」、リスクアセスメントに関するリーフレット等、資料、情報の提供を行うとともに、導入個別企業における取組に対して安全管理士、安全衛生管理員等による支援を進める。	
(3) 荷役災害防止に関するDVD等視聴覚教材の研修会等での活用を図る。	
(4) 「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進する。	
3 フォークリフト等荷役運搬機械による労働災害防止の徹底	
(1) 陸災防フォークリフト荷役技能検定制度の推進	
ア 陸災防フォークリフト荷役技能1級及び2級検定試験を実施(10月15日、12月3日)するとともに、出張試験の普及促進を図る。	
イ 陸災防フォークリフト荷役技能検定制度の周知を図るとともに、現場ニーズに合った試験制度に対応するための検討を継続的に行う。	
ウ 「フォークリフト安全の日」(7月4日(金)、主催：日本産業車両協会)への協賛及びその活動への積極的対応を行う。	

支 部 実 施 事 項

1 荷役災害防止活動推進への支援（補助事業：継続・変更）

- (1) 安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図るため、「安全衛生管理実務担当者研修」を実施する。
- (2) 荷役ガイドラインに基づく措置の徹底を図るため、「荷役災害防止担当者研修」又は「荷役作業安全ガイドライン説明会」を実施する。
- (3) 行政機関の協力を得ながら、荷主等との協議会を活用した連携強化を図る。
- (4) 「トラック荷台等からの墜落・転落災害、転倒災害等」を対象に、荷役労働災害防止対策コンサルティングを実施する。

2 荷役運搬作業中の墜落・転落災害防止についての指導援助

- (1) 会員事業場に対し、荷役ガイドラインに基づく安全衛生教育（荷役災害防止担当者教育、荷役作業従事者教育）を実施する。
- (2) リスクアセスメント等の取組
荷役運搬作業における危険予知訓練（KYT）及びリスクアセスメントの取組の促進を図る。なお、リスクアセスメントについては、具体的な導入方法を示すことに配慮する。
- (3) 安全衛生教育の推進
荷役作業関係の作業主任者、作業指揮者等に対する安全衛生教育（講習会）を積極的かつ計画的に実施する。
- (4) 「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進する。

3 フォークリフト等荷役運搬機械による労働災害防止の徹底

- (1) 陸災防フォークリフト荷役技能検定試験への対応
陸災防フォークリフト荷役技能検定試験の周知を図るとともに、2級検定試験を実施する支部においては、円滑な実施を図る。その他の支部については、実施に向けた体制の整備等を行うとともに、近隣試験地での受検勧奨に努める。
- (2) フォークリフト運転業務従事者教育の推進
フォークリフト運転業務従事者に対する安全教育の積極的かつ計画的な実施を図る。
- (3) 有資格者の確保等
フォークリフト等荷役運搬機械運転業務における有資格者の確保と適正配置のための指導等を行う。

Ⅱ 交通労働災害の防止
対 策 の 概 要
改善基準告示及び交通ガイドラインの周知徹底を中心として、一層の交通労働災害防止を図る。

本 部 実 施 事 項
1 改善基準告示の周知徹底 (1) 改善基準告示の一層の周知徹底に努める。 (2) 過労運転による交通労働災害を防止するための取組について指導援助を行う。 (3) 荷役災害防止担当者教育による改善基準告示の荷主等への周知を進める。 2 交通ガイドラインに基づく取組の推進 (1) 交通ガイドラインの周知徹底に努める (2) 交通労働災害防止担当管理者教育の実施について指導援助を行う。 (3) 交通KYTの一層の普及促進を図る。 (4) 「交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシート」の効果的な活用を図る。 3 交通労働災害防止のための取組 (1) 夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動期間における支部の取組に対し、安全管理士等の支援を行う。 (2) 全国交通安全運動に参加するとともに、「交通事故死ゼロを目指す日」の周知を図る。

支 部 実 施 事 項

1 改善基準告示の周知徹底

- (1) 各種会議、講習会等の機会を利用し改善基準告示の遵守について一層の周知徹底に努める。
- (2) 荷役災害防止担当者教育において過労運転等による交通労働災害の防止を図る。
- (3) 荷役災害防止担当者教育の実施等により改善基準告示の荷主等への周知を図る。

2 交通ガイドラインに基づく取組の推進

- (1) 交通ガイドラインの周知徹底に努める。
- (2) 労働災害防止担当管理者教育を積極的に実施する。
- (3) 「職場で進める交通労働災害防止(ヒヤリ・ハットからKYTまで)」等のテキスト及びビデオを活用し、交通KYTの取組の促進を図る。

3 交通労働災害防止のための取組

- (1) 夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動期間を中心に個別指導、集団指導、安全パトロール等を実施する。
- (2) 夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動期間における重点取組事項
 - ア 「死亡災害要因分析シート」の活用促進
 - イ 「交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシート」の活用促進
 - ウ 「過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート」の活用促進

Ⅲ 健康確保対策の推進
対 策 の 概 要
定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底、熱中症予防対策、過重労働対策及び腰痛予防対策の推進、メンタルヘルス対策に関する情報提供等により、労働者の心身両面にわたる健康の保持増進を図る。
本 部 実 施 事 項
1 過重労働による健康障害防止対策の推進 (1) 全日本トラック協会との連携により、長時間労働による過労死等の防止を図る。 (2) 長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導実施の周知を図る。 (3) 都道府県産業保健支援センター及び地域産業保健センター等の活用促進のため、(独)労働者健康安全機構との連携を図る。 2 熱中症予防対策の推進 (1) 令和7年6月施行の改正労働安全衛生規則及び職場における熱中症対策要綱の周知及び措置の徹底を図る。 (2) 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日～9月30日：4月準備期間、7月重点取組期間)を実施する。 3 メンタルヘルス対策の推進 (1) ストレスチェックの実施等法令に基づくメンタルヘルス対策等が適切に行われるよう周知に努めるとともに、ストレスチェック割引制度(中央労働災害防止協会実施)の利用勧奨を図る。 (2) メンタルヘルスに関する情報の入手サイトや相談窓口の周知に努め、その活用を促進する。 (3) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省)の周知を図る。 (4) 「陸運事業者のためのメンタルヘルス対策」(パンフレット等)を活用したメンタルヘルス対策を推進する。 (5) 陸上貨物運送事業場におけるメンタルヘルス対策の実態調査を行う。 4 一般健康管理等の推進 (1) 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。 (2) 小規模事業場における健康管理が適切に行われるよう、地域産業保健センター等の活用促進等必要な情報の提供に努める。 5 職業性疾病の予防等 (1) 腰痛予防対策指針の周知を図る。 (2) 事業場における作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育及び生活指導を含めた総合的腰痛予防対策の効果的進め方を検討するため、陸上貨物運送事業場における腰痛対策の実態調査を行う。

支 部 実 施 事 項

1 過重労働による健康障害防止対策の推進

- (1) 長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導の実施について周知を図る。
- (2) 都道府県産業保健支援センター及び地域産業保健センター等との連携を図る。

2 熱中症予防対策の推進

- (1) 令和7年6月施行の改正労働安全衛生規則及び職場における熱中症対策要綱の周知及び措置の徹底を図る。
- (2) 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日～9月30日: 4月準備期間、7月重点取組期間)を実施する。

3 メンタルヘルス対策の推進

- (1) ストレスチェックの実施等法令に基づくメンタルヘルス対策等が適切に行われるよう周知に努めるとともに、ストレスチェック割引制度の利用勧奨を図る。
- (2) メンタルヘルスに関する情報の入手サイトや相談窓口の周知に努め、その活用を促進する。
- (3) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省)の周知を図る。
- (4) 「陸運事業者のためのメンタルヘルス対策」(パンフレット等)を活用したメンタルヘルス対策を推進する。

4 一般健康管理等の推進

- (1) 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。
- (2) 小規模事業場における健康管理が適切に行われるよう、地域産業保健センター等の活用促進等必要な情報の提供に努める。

5 職業性疾病の予防等

- (1) 腰痛予防対策指針の周知を図る。

IV 事業場の安全衛生水準向上の取組の推進

対 策 の 概 要

第 14 次労働災害防止計画に基づく、陸運災防計画の推進等により実効ある安全衛生管理体制の確立による安全衛生水準向上を支援する。

本 部 実 施 事 項

1 労働災害防止計画の推進

陸運災防計画の 3 年度目として、目標達成に向けた取組の周知広報の実施及び主要対策を推進する。

【令和 7 年度目標】

- ・ 死亡者数 86 人以下
- ・ 死傷者数 16,082 人以下（内 墜落・転落災害 4,141 人以下）

2 陸運災防規程の周知と遵守の徹底

企業・事業場における自主的な安全衛生活動のなお一層の推進を図るため、昨年 7 月に変更認可を受けた陸運災防規程の周知と遵守の徹底を図る。

3 安全衛生水準向上の取組の推進

(1) レベルアップ支援事業の推進

労働災害防止に積極的に取り組もうとする中小規模の事業場の安全衛生水準の向上を図る「レベルアップ支援事業」を、安全管理士、安全衛生管理員等の支援で推進する。

(2) 個別サポート事業の推進

レベルアップ支援事業場以外で安全衛生水準向上の取組を積極的に行おうとする事業場の要請に基づき、安全管理士、安全衛生管理員等が現場診断、助言及び安全衛生教育の実施等個別サポートを行う。

(3) 荷役労働災害防止対策コンサルティングの実施

個別コンサルティング（現場診断を含む。）（「トラック荷台等からの墜落・転落災害、転倒災害等」）の実施を支援する。

(4) 陸運災防指導員の資質の向上

陸運災防指導員の資質の向上のための研修会を実施する。

4 安全衛生管理体制の整備・確立

各種講習会、安全衛生自主点検等を通じ、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医、作業主任者、作業指揮者等の選任の徹底を図る。

支 部 実 施 事 項

1 労働災害防止計画の推進

陸運災防計画の3年度目として、目標達成に向けた取組を重点的に推進する。

2 陸運災防規程の周知と遵守の徹底

企業・事業場における自主的な安全衛生活動のなお一層の推進を図るため、昨年7月に変更認可を受けた陸運災防規程の周知と遵守の徹底を図る。

3 安全衛生水準向上の取組の推進

(1) レベルアップ支援事業の推進

レベルアップ支援事業説明会の開催等による参加勧奨、積極的な選定、安全管理士、安全衛生管理員等の支援により、中小規模の事業場の安全衛生水準の向上を図る。

(2) 個別サポート事業の推進

レベルアップ支援事業場以外で安全衛生水準向上の取組を積極的に行おうとする事業場への利用勧奨及び個別サポートを実施する。

(3) 荷役労働災害防止対策コンサルティングの実施

個別コンサルティング（現場診断を含む。）（「トラック荷台等からの墜落・転落災害、転倒災害等」）を実施する。

(4) 安全管理士、衛生管理士、安全衛生管理員及び陸運災防指導員の積極的な活用

ア 職場の安全衛生自主点検表の活用による安全衛生管理活動の定着に対する援助

イ 災害発生事業場における自主的な災害調査の実施及び防止対策の検討に対する援助

ウ R I K M S、リスクアセスメント等の導入・定着のため、研修会の開催、個別事業場に対する指導等の実施

エ 陸運災防指導員の活用

陸運災防指導員会議の開催等による、陸運災防指導員への情報提供及びその活用

4 安全衛生管理体制の整備・確立

各種講習、研修、個別指導、安全衛生自主点検等において、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医、作業主任者、作業指揮者等の選任の徹底を図る。

V 安全衛生教育の実施
対 策 の 概 要
法令に基づく技能講習、特別教育を始めとする各種安全衛生教育を実施し、その受講を促進する。これらの安全衛生教育に用いるテキスト等の作成・頒布に努める。
本 部 実 施 事 項
1 安全衛生教育の実施 (1) 技能講習を適切に実施するための支援を行う。 ア 技能講習実施管理者向けの研修会を実施する。 イ 技能講習講師のレベルアップを図るため、支部が講師を対象として実施する研修への支援を行う。 (2) テールゲートリフター特別教育インストラクターの確保・育成及び会員事業場への支援を行う。 (3) 安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図るため、「安全衛生管理実務担当者研修」の実施を支援する。(再掲) (4) 会員ニーズに対応して支部が実施する安全衛生教育を支援する。 (5) 安全管理者選任時研修を実施する支部に対する支援を行う。 (6) リスクアセスメント研修の実施を支援する。 (7) 陸災防インストラクター養成講座を実施する。 2 陸災防労働災害事例生成ツールの利用促進、登録事例の追加等 3 安全衛生教育を効果的に推進するためのテキスト等の作成・頒布 安全衛生教育等に必要なテキスト、図書の充実を図るとともに、その活用促進を図る。また、会員事業場のニーズも踏まえ、安全衛生教育用テキスト等の作成・改訂を行い、これらの頒布に努める。 【改訂予定】 ・フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト ・荷役災害防止担当者教育用テキスト ・はい作業安全必携 ―はい作業主任者技能講習テキスト― ・作業指揮者必携 <安全教育テキスト> 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」「積卸し作業指揮者」 ・やさしく学ぶ労働安全衛生関係法令 ―陸上貨物運送事業―

支 部 実 施 事 項

1 技能講習等の実施

技能講習、特別教育等の安全衛生教育を実施する。講師に対する適切な研修を実施する。

(1) 技能講習

- ア フォークリフト運転技能講習
- イ はい作業主任者技能講習
- ウ ショベルローダー等運転技能講習
- エ 玉掛け技能講習
- オ 小型移動式クレーン運転技能講習

(2) 特別教育

- ア テールゲートリフターの操作の業務特別教育(テールゲートリフター特別教育インストラクター養成講座を含む。)
- イ 1トン未満フォークリフト運転業務特別教育

(3) 安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図るための「安全衛生管理実務担当者研修」(再掲)

(4) 会員事業場に対する荷役災害防止担当者安全衛生教育及び荷役作業従事者安全衛生教育(再掲)

(5) 会員ニーズに対応した安全衛生教育

(6) 安全管理者選任時研修

(7) 安全衛生推進者養成講習、同能力向上教育(初任時)

(8) リスクアセスメント研修

(9) フォークリフト運転業務従事者安全教育

(10) 作業指揮者教育等

- ア 作業指揮者教育(車両系荷役運搬機械等作業、積卸し作業)
- イ 荷役運搬機械等によるはい作業従事者教育

(11) 交通労働災害防止担当管理者教育

(12) 交通K Y T講習

(13) 雇入れ時教育

2 各種研修等への参加勧奨等

(1) 安全管理者選任時研修及びリスクアセスメント研修の周知を図る。

(2) 陸災防インストラクター養成講座の参加勧奨に努め、推薦を行う。

3 陸災防労働災害事例生成ツールの利用促進

4 安全衛生教育用テキスト等の周知・活用を図る。

VI 安全衛生意識の高揚

対 策 の 概 要

各種行事、活動等の実施、安全衛生広報用品の作成・頒布を通じて、安全衛生意識の高揚を図るため、広報活動の充実強化を図り、安全衛生に関する情報の迅速な提供に努める。

本 部 実 施 事 項

1 各種行事、活動等の実施

- (1) 夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動を推進する。特に、陸運防災計画の3年度目として目標達成に向けた取組を行う。
- (2) 国民安全の日(7月1日)、全国安全週間(7月1日～7日)・全国労働衛生週間(10月1日～7日)、全国交通安全運動(春期4月6日～15日・秋期9月21日～30日)、交通事故死ゼロを目指す日等を周知するとともに、その参加を通じて安全衛生意識の高揚を図る。
- (3) 第40回全国フォークリフト運転競技大会(一般の部・女性の部)を9月27日(土)・28日(日)の2日間、愛知県みよし市中部トラック総合研修センターにおいて開催する。
全国フォークリフト運転競技大会に出場した選手のうち、認定1級実技合格者に対する1級学科試験の受検機会の拡充を図る。
- (4) 第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 群馬を、11月13日(木)にGメッセ群馬(群馬県高崎市)において開催する。
- (5) 「フォークリフト安全の日」(7月4日(金))に協賛し、その活動へ積極的に対応する。
- (6) 陸防災フォークリフト荷役技能検定試験実施(10月15日、12月3日)及び2級検定出張試験を普及促進する。
- (7) 安全衛生標語を募集(募集期間:1～3月)し、優秀作品については、夏期(7月)、年末・年始(12月、1月)の労働災害防止強調運動等で活用する。
- (8) 安全衛生表彰及び優良フォークリフト等運転者表彰の積極的な運用を図る。
- (9) 小規模事業場における自主的安全活動の促進に資するため、小企業無災害記録表彰制度及び小企業無災害記録証交付制度の適切な運用を図る。
- (10) 産業殉職者合祀慰霊式(10月22日(水):高尾みころも霊堂)を後援し、参列する。

2 広報活動の充実強化

- (1) 広報紙「陸運と安全衛生」の内容を充実するとともに、「陸運と安全衛生 Year Book 2025」を作成し、全ての会員等に配布するなど広報活動の充実強化を図る。
- (2) ホームページ等による情報提供機能等の強化に努める。
ア 当協会ホームページの定期的な見直しを行う。
イ 支部のホームページの作成支援を引き続き行う。
- (3) 「安全衛生のしおり(令和7年版)」の作成(9月)・頒布を行う。

3 安全衛生広報用品の作成・頒布

- ①安全ポスター、②各種のぼり、③安全記録カレンダー及び卓上カレンダー等の安全衛生広報用品を作成し、頒布する。

支 部 実 施 事 項

1 各種行事、活動等の実施

- (1) 夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動の実施
別途通知する強調運動実施要綱に基づく重点事項に取り組む。
- (2) 国民安全の日(7月1日)、全国安全週間(7月1日～7日)・全国労働衛生週間(10月1日～7日)、全国交通安全運動(春期4月6日～15日・秋期9月21日～30日)、交通事故死ゼロを目指す日等を周知するとともに、その参加を通じて安全衛生意識の高揚を図る。
- (3) 労働災害防止大会の開催等
夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動期間中の機会をとらえ、労働災害防止大会を開催する。
第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 群馬への参加勧奨に努める。
- (4) フォークリフト運転競技大会の開催等
ア フォークリフト運転競技大会を実施するとともに、代表選手(一般の部、女性の部)を全国大会に推薦する。
イ 全国フォークリフト運転競技大会に出場した選手のうち、認定1級実技合格者に該当し、1級学科試験の受検を希望する者には、12月3日に実施する1級試験を受検できるよう便宜を図る。
- (5) 陸災防フォークリフト荷役技能検定試験の周知及び2級検定試験の実施(10月15日、12月3日)及び2級検定出張試験の普及促進
- (6) 安全衛生標語(募集期間1月～3月)の応募勧奨
- (7) 安全衛生表彰等
ア 安全衛生表彰、優良フォークリフト等運転者表彰の表彰対象者の把握及び積極的な推薦に努める。
イ 小企業無災害記録表彰の表彰対象及び小企業無災害記録証交付制度該当事業場の把握及び積極的な推薦に努める。

2 広報紙「陸運と安全衛生」、ホームページ等の活用

有用で分かりやすい安全衛生情報の提供に努めるとともに、会員を中心に広報誌の定期購読登録促進に努める。

3 安全衛生意識高揚のため安全衛生広報用品の周知・活用

VII 関係機関等との連携強化

対 策 の 概 要

関係行政機関、関係防災団体、関係事業者団体、関係労働組合等との連携の強化に努める。

また、陸運業における労働災害防止対策に関する研究機関等との連携、協力を図る。

本 部 実 施 事 項 ・ 支 部 の 取 組

1 関係行政機関等

厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、国土交通省、地方運輸局、運輸支局、警察庁、都道府県警察等の関係行政機関との連携に努めるとともに、引き続き、都道府県労働局に各支部への指導、援助の強化を要請する。

2 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所との連携及び研究協力

陸運業における労働災害防止との関連が深い労働安全衛生総合研究所リスク管理センター及び過労死等調査研究センターとの連携並びに同研究所が実施するフィールド研究等への協力を行う。

3 トラック協会等関係事業者団体等との連携

全日本トラック協会、都道府県トラック協会等の関係団体、経営者団体等との一層の連携強化に努める。特に、全日本トラック協会との定期連絡会議の開催等を通じて、同協会及び都道府県トラック協会と当協会本部・支部との密接な協力関係の強化（必要により業務委託契約の締結）に一層配意する。

4 安全衛生関係団体との連携

中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止団体、(独)労働者健康安全機構等の安全衛生関係団体との連携を図る。

VIII 協会活動・組織の充実強化等

対 策 の 概 要

協会の活動、組織、財政、事業等の充実強化を図るための取組について、支部及び有識者の意見を踏まえた検討を進めるとともに、優先順位をもって検討を進める。

本 部 実 施 事 項

- 1 労働災害防止対策委員会を開催する。
- 2 事業及び体制の整備による財政及び組織の一層の健全化と充実を図るための具体的対応策の優先順位を整理し、対応を行う。
- 3 本部・支部統一会計システムの導入等による経理事務の一体化を進めるとともに、適正、迅速な経理事務処理の支援を行う。
- 4 登録教習機関業務の適切な運営のための監査指導の充実強化等を図る。
- 5 業務実績評価委員会を開催する。
- 6 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく適正な業務執行を図る。